

議案第9号

交野市消防団員の定員、任免、給与、服務等
に関する条例の一部を改正する条例について

交野市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を
次のように制定する。

条例案……別記

令和4年2月24日提出

交野市長 黒田 実

提案理由 消防団員の報酬額等を改定したいため。

交野市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例案
 交野市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

交野市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和41年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第12条中の見出し中「給与」を「報酬」に改め、同条中「及び手当」を削り、同条の表を次のように改める。

年額報酬		出動報酬	
区分	支給額	区分	支給額
団長	148,000 円	訓練及び大会参加出動 報酬(1人1回につき)	4時間未満 2,400 円
副団長	103,000 円		4時間以上 3,300 円
分団長	83,000 円		
副分団長	39,500 円	出動報酬 (1人1件につき)	4時間未満 5,100 円
部長	38,500 円		4時間以上 8,000 円
班長	37,500 円		
団員	36,500 円		
消防自動車運転及び整備報酬(1台につき2人以内)	1人 20,500 円	予防及び警戒報酬 (1人1回につき)	4時間未満 2,400 円
可搬式ポンプ整備報酬 (1台につき4人以内)	1人 16,200 円		4時間以上 3,300 円

第12条の2の見出し及び同条第1項中「給与」を「報酬」に改め、同項第1号中「報酬で年額の定めのあるものについては、その2分の1の額を毎年度10月及び3月に」を「年額報酬については、毎年度」に改め、同項第2号中「前号に定める日以外のもの（年額の定めのある手当を除く。）」を「出動報酬」に改め、同条第2項中「年額の定めのあるものが年の中途において」を「年額報酬について、年の中途において」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、前項第1号の規定により既に年額報酬を支給しているときは、日

割計算によつて算出した額が当該支給した額に満たない場合に於てはその差額を返納させるものとする。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

